

Ⅶ. 役員の報酬体系

1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

2. 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次の通りです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金はその支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	73,500	29,754

（注1）対象役員は理事21名、監事4名です。

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

3. 対象役員の報酬等の決定等について

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・債務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（支所農協運営委員代表8名、青年部代表2名、女性部代表2名、学識委員5名で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規定に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。